

令和 7 年度

鬼怒川南部国営施設応急対策事業
船玉揚水機場整備その他工事

特別仕様書

【当初】

関東農政局栃木南部農業水利事業所

第1章 総則

鬼怒川南部国営施設応急対策事業船玉揚水機場整備その他工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局「土木工事共通仕様書」、(以下、「共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(以下「建築標準仕様書という。)」に基づいて実施する。

なお、共通仕様書、建築標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書及び建築工事特記仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営鬼怒川南部土地改良事業計画に基づき、船玉揚水機場の改修を行うものである。

2. 工事場所

茨城県筑西市船玉地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

【土木工事】

- | | |
|---|----------|
| (1) 吸込水槽(取水口、吸水槽、ポンプ室) | 1 式 |
| (2) 暫定配管 | |
| 鋼管 (φ 700 mm、STW400×3 連、t=6 mm) | L=53.8m |
| (3) 制水弁室工 | 1 式 |
| (4) 流量計室工 | 1 式 |
| (5) 吐出水槽 | 1 式 |
| (6) 連絡水路 | |
| 1) 第1 機場連絡水路 (φ 1,200 mm、STW400、t = 9 mm) | L =16.4m |
| 2) 第2 機場連絡水路 (φ 1,350 mm、STW400、t =10mm) | L =20.4m |
| (7) 護岸工 | 1 式 |
| (8) 付帯工 | |
| 1) 管理用道路 | 1 式 |
| 2) 周辺整備工 | 1 式 |
| (9) 撤去工 | |
| 1) 既設機場工 | 1 式 |

2) 既設護岸 1 式

【建築工事】

- | | |
|--|-----|
| (1) 建築工事 | 1 式 |
| 電気室建屋 RC 造 1 階 延床面積 122.8 m ² | 1 棟 |
| (2) 電気設備工事 | 1 式 |
| (3) 機械設備工事 | 1 式 |
| (4) 既設建屋撤去工事 | 1 式 |

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、工事数量表備考欄に「概」と表示した数量については、概算数量であるため、施工実績に基づき設計変更で処理するものとする。

第3章 施工条件

1. 工程制限

- (1) 本工事における一級河川利根川水系鬼怒川河川区域内の施工は、非出水期（当該年 11 月 1 日～翌年 5 月 31 日）での施工とし、それ以外の期間における河川区域内の工事施工は不可とする。

- (2) 出水期(6 月 1 日～10 月 31 日)における河川内工事の施工

前項の特例として、以下の工事について、河川内工事の施工が可能である。

そのため、受注者は施工計画において、国債工事 1 年目の出水期の工事計画について、第3章施工条件 8. 国債工事年度毎の施工計画の作成において反映させるものとする。

また、以下に示す工事以外において、河川区域内での工事を計画する場合は、監督職員と打ち合わせ行うものとする。

出水期での河川区域内の施工可能工事

○瀬替え工

- (3) 3 年目のかんがい期（4 月 21 日～9 月 10 日）までに電気設備等を整備し、新機場の暫定運用を可能とさせる。このため、2 年目のかんがい期までは、既設機場を利用しながらの施工とし、3 年目のかんがい期以降は新機場を使用した通水を行う事とし、かんがい用水の供給に支障が生じないよう工事を実施するものとする。

- (4) 通水試験

通水試験について、本工事で建設された施設は、令和 9 年 4 月に通水試験を行う計画としていることから、試験に支障のないよう施工することとする。

また、第 1 機場連絡水路及び第 2 機場連絡水路については、段階的に通水が必要となることから、その都度、通水前には監督職員による検査を受けることとする。

- (5) 既設機場(吸水槽及びポンプ)については、新設機場の運用開始後に撤去を行うものとする。

2. 工期

- (1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労務者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式 1 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 1,430 日間よりも短い期間を設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式 1 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 11 年 7 月 31 日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

- (2) CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

3. 部分引渡し

令和 9 年 4 月 21 日までに以下に示す範囲について工事請負契約書第 39 条により部分引渡しを行わなければならない。

部分引渡し範囲の詳細については、監督職員と協議するものとする。

また、(1) に示す部分引渡し範囲および時期について、変更が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

- (1) 部分引渡し範囲

機場建屋、吸込水槽、暫定配管、制水弁室、流量計室、吐出水槽、連絡水路 等

- (2) 目的

新機場の暫定運用によるかんがい用水の供給のため。

4. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等を13日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

5. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 交通制限(車両通行止め柵の開錠・施錠)

第5章指定仮設3. 工事用進入路において、鬼怒川管理用道路を工事用進入路に指定しているが、同管理用道路においては、車両通行止め柵があり、その開錠・施錠については、受注者の責にて行うものとする。

車両通行止め柵の鍵については、発注者が河川管理者から貸与を受けたものを、受注者へ貸与する。

8. 国債工事年度毎の施工計画の作成

各年度の河川内工事の施工について、施工計画を定め河川管理者へ協議を行う。協議自体は発注者側で実施するため、受注者においては、当該年度の施工計画について監督職員と打ち合わせの上、作成し提出するものとする。

9. 工事監理者

本工事は、建築基準法第5条の六第四項に基づき、工事監理者を配置する。氏名等については別に通知する。

10. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する場合には、氏名等について別途通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、図面のとおり想定している。

2. 関連工事

- (1) 関連工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

また、工事用進入路として使用する鬼怒川管理用道路については、本工事及び以下の工事の共用とし、適切に維持管理を行うものとする。

- ・鬼怒川南部国営施設応急対策事業 船玉揚水機場ポンプ設備製作据付工事
(施工予定時期：令和7年8月～令和9年5月)
- ・鬼怒川南部国営施設応急対策事業 船玉揚水機場ゲート設備その他製作据付工事
(施工予定時期：令和7年8月～令和8年5月)

なお、令和8年1月13日から4月30日にかけて船玉揚水機場ゲート設備その他製作据付工事による吸込水槽でのスクリーン等据付工事を予定していることから、鬼怒川管理用道路の上流側からの使用は船玉揚水機場ゲート設備その他製作据付工事を優先する。

また、令和9年1月10日から4月10日にかけて船玉揚水機場ポンプ設備製作据付工事による吸込水槽でのポンプ設備据付工事を予定していることから、鬼怒川管理用道路の上流側からの使用は船玉揚水機場ポンプ設備製作据付工事を優先する。

- (2) 船玉揚水機場ポンプ設備製作据付工事において、旧ポンプ設備(ポンプ、スクリーン、巻上機等)の撤去、及び新規ポンプ設備及び電気盤類の製作・据付を行うことから、土木構造物(旧吸水槽撤去、新規吸水槽や建屋等)の施工がクリティカルとなる部分については互いの工事工程調整を監督職員とともに行うものとする。
- (3) 船玉揚水機場ゲート設備その他製作据付工事において、スクリーン据付を行うことから、施工がクリティカルとなる吸水槽等については互いの工事工程調整を監督職員とともに行うものとする。

3. 第三者に対する措置

- (1) 公共道路の使用にあたっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるものとする。
特に本工事周辺の筑西市道関1B-350号線は、工事用車両と一般車両の通行が錯綜することから、案内板を設置する等、一般通行に支障がないよう配慮しなければならない。
- (2) 騒音、振動対策
- 1) 騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
 - 2) 杭打設、鋼矢板打設などの施工に当たっては、騒音、振動を防止するため、次によ

る対策工法を想定している。なお、工事実施に当たっては、監督職員と協議の上施工しなければならない。

工 種	対策工法
仮設鋼矢板打設	硬質地盤クリア工法
止水矢板打設	普通バイブロハンマー
建築基礎杭打設工	湿式柱状改良

3) 地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、速やかに報告するとともに、対策等について監督職員と協議を行うものとする。

4) 騒音・振動基準は、筑西市環境保全条例に準拠するものとし、工事用地と民地との境界において、騒音基準値を 85db、振動基準値を 75db 未満とするが、これを超える場合は、作業を一時中止し監督職員と協議するものとする。

(3) 防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、防塵対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(4) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとし、条件変更及び交通状況等により員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交替要員の有無
工事用車両進入口（上流側）（筑西市道下 3B-227 号線と鬼怒川管理用道路の境）	1 名/箇所/日	1 名	昼間	無
工事用車両進入口（機場側）（筑西市道関 1 B-350 号線の機場近接部）	1 名/箇所/日	1 名	昼間	無
工事用車両進入口（下流側）（県道 23 号筑西幹線道路から鬼怒川管理用道路進入口部）	1 名/箇所/日	1 名	昼間	無

(5) 交通対策

1) 公道通行は一般車両の優先に配慮し、通行等に支障を及ぼさないように留意するとともに、事故防止に努めなければならない。

2) 資機材及び建設発生土の搬出等により、車両が工事現場から公道へ乗り入れる場合は、タイヤ等の泥を除去してから通行するものとする。

- 3) 県道及び市道の通行にあたって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。
- 4) 通行止めを行う必要が生じた場合には、通行止め看板（予告含む）・迂回路看板・バリケード等を設置し十分な安全対策を講じる計画書を作成のうえ、監督職員と打ち合わせを行う。道路管理者との協議が必要となった場合は、発注者で協議を実施するが、必要に応じて現地立ち合い等に協力するものとする。
- 5) 工事用進入路として使用する鬼怒川管理用道路については、夜間及び休業日においては第三者が誤って進入しないよう車両通行止め柵の施錠を確実にを行うなど、安全措置を徹底するものとする。

4. 関係機関との調整

(1) 河川管理者との調整

第3章施工条件8. 国債工事年度毎の施工計画の作成のとおり、当該年度の河川内工事の施工計画、鬼怒川管理用道路の使用等について、監督職員が示す様式により受注者が年度毎の施工計画を作成し、発注者が河川管理者と協議を行う際は、必要に応じて現地立ち合い等に協力するものとする。

各年度の河川内構造物の出来高については、必要に応じて、河川管理者の検査を受けるものしていることから、受注者は監督職員の指示に基づき、河川管理者の検査について協力するものとする。

(2) その他関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の交通規制並びに任意仮設に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が行わなければならない。

5. 地下埋設物

工事の実施に際し、地下埋設物が確認された場合は、破損しないよう十分注意するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。

6. 防災対策

受注者は気象予報等（河川管理者の情報）を的確に把握するとともに、十分注意して施工するものとし、特に対策を必要とする場合には監督職員と協議するものとする。

7. 着手前現地状況等の測定記録

本工事範囲及び周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

また、監督職員が指示する箇所については、工事実施期間中定期的に位置・高さ等を観測し監督職員に報告しなければならない。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うと共に、事後の処理については、監督職員と協議しなければならない。

第5章 指定仮設

1. 建設発生土仮置場

(1) 河川区域内の土砂

1) 建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、搬出予定量は次のとおりである。

名称	搬出先	搬出時期	搬出量	摘要
一次預土地 (鬼怒川河川敷地)	茨城県結城市 久保田地内	令和7年10月～令和11年5月の間の非出水期(R7.10のみ出水期から搬出)	一次預土量 約40,000 m ³	放土 整地
最終処分地	茨城県筑西市 上平塚地内	令和7年10月～令和11年5月	最終処分量 約30,000 m ³	放土 整地

2) 瀬替え工の掘削土については、一次預土地に搬出し、当該年の埋戻に使用するものとする。埋戻に使用しない残土については、一次預土地に置土するものとし、整地方法等について、監督職員と打ち合わせのうえ、適切に管理するものとする。

土工流用により残土となる分については、一次預土地から最終処分地へ搬出するが、搬出時期、及び数量等について監督職員と打ち合わせのうえ、実施するものとする。

3) 瀬替え工以外の当該年の埋戻に用いる土量が、当該年の掘削土量に対して不足する場合は、前年度までに搬出した最終処分地から搬入する。

4) 搬出土の土質については、「筑西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」に基づくこととし、詳細については、監督職員と打ち合わせを行い、必要な試験を実施するものとする。

2. 施工ヤード

(1) 河川区域内重機組立、資材置場

河川区域内用地において、重機組立や資材置場を計画することとし、年度ごとの施工計画書に反映させるものとする。

(2) 河川区域外の資材置場

第6章 工事用地等1. 発注者が確保している用地について、現在の機場建屋用地と合わせ、工事工程に合わせて資材置き場として使用可能である。資材置場として使用する際にも、置場用地の養生を行うものとする。

3. 工事中用進入路

(1) 河川内工事：上流側の工事中用進入路

県道 303 号船玉川島停車場線から筑西市道 3B-227 号線を経由して、鬼怒川管理用道路を通行して現場に進入する計画である。

(2) 河川内工事：下流側の工事中用進入路

県道 23 号筑西幹線道路より、鬼怒川管理用道路を通行して現場に進入する計画である。

(3) 河川外工事

県道 23 号筑西幹線道路より、鬼怒川管理用道路を経由して市道 1B-350 号線を通行して現場に進入する計画である。

(4) 善良な使用にも関わらず路面及び構造物に損傷を与えた場合は監督職員と協議するものとする。

(5) 鬼怒川管理用道路の維持補修については、第 4 章 現場条件 2. 関連工事に記載の関連工事と維持補修について調整を図るものとする。調整については、監督職員と打ち合わせを行う。

4. 仮締切、仮設土留め、仮排水路、水替工

(1) 受注者は、図面にに基づき仮締切、仮設土留を施工しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は受注者の責任において実施しなければならない。なお、撤去した鋼管杭等の搬出先については、監督職員と協議するものとする。

(2) 吐出水槽の仮設矢板は油圧圧入工法、吸込水槽の止水矢板はバイブロハンマ工法、旧機場撤去の鋼矢板土留は硬質地盤クリア工法を計画しているが、地盤状況等により打設（圧入）・引抜きが困難となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 土留工設置期間中は、緊結部のゆるみ、支保工の変状、掘削底面の状況、周辺地盤の変状等の確認を行い、異常の早期発見に努め、安全に万全を期さなければならない。

なおその結果については整理を行うとともに、監督職員より提出の指示を受けた場合は、速やかに提出しなければならない。

(4) 鋼矢板撤去時は構造物等について監視を行い、異常又はその恐れが認められる場合は速やかに作業を中止し、カラーコーン等の安全対策を講じた後、監督職員に報告するものとする。

(5) 河川区域内の仮締切、仮設土留め及び仮排水路の施工については、非出水期（11 月 1 日～翌年 5 月 31 日）に行うものとする。

(6) 本工事における水替工は、以下を想定しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

場所	水替量	区 分	備 考
新設吸水槽及び 根固ブロック工	$Q_{\max}=40\text{m}^3$ 未満/hr/個所	常時排水	
旧 1, 2 号ポンプ吸水槽撤去	$Q_{\max}=40\text{m}^3$ 未満/hr/個所	常時排水	
旧 3 号ポンプ吸水槽撤去	$Q_{\max}=40\text{m}^3$ 未満/hr/個所	常時排水	

5. 石綿及び鉛塗料飛散対策

- (1) 既設機場の建屋解体時の石綿及び鉛塗料飛散対策について、『労働安全衛生法及び同規則』に適合する施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 石綿濃度測定について、空气中アスベストサンプリング測定器により、作業環境を確認するものとする。

除去作業前 施工区画周辺 1 箇所

除去作業中 施工区画周辺 1 箇所

除去作業後 施工区画周辺 1 箇所

6. 現場発生材の搬出先

- (1) 本工事の施工に伴い発生する現場発生材の搬出先は、下記に示す場所とし、搬出予定数量は以下のとおりである。なお詳細については監督職員と協議するものとする。

名称	搬出先	搬出予定量	適用
勝瓜頭首工敷地内	栃木県真岡市勝瓜地内	40 t	鋼矢板撤去
建設発生土受入地	茨城県筑西市上平塚地内	9t	鋼管杭撤去

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している工事用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりであり、次に示す期間に使用できる。

機場周辺借地用地	令和7年10月～令和11年5月の間
----------	-------------------

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ、使用条件、用地境界等の確認を行わなければならない。また、原形復旧に必要な測量を行うものとする。

また、工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。

- (2) 工事用地等の使用方法については、計画書を監督職員に提出して承諾を得なければな

らない。

(3) 工事用地等は、雑物等が混入しないよう対策を講じなければならない。

(4) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後に行うものとし、土地返還引受書を徴収するものとする。なお、返還の際は発注者も立ち会うものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

(1) コンクリート

1) 土木工事のコンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び 強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材 の最大 寸法 (mm)	水セメ ント比 W/C (%)	セメン トの種 類によ る記号	使用目的
鉄筋コンクリート	24	12	25	60 以下	B B	河川内土木構造物
鉄筋コンクリート	21	12	25	60 以下	B B	土木構造物
無筋コンクリート	21	8	25	60 以下	B B	河川内均しコンクリート等
無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	B B	均しコンクリート等

※粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

(2) 地盤改良材

セメント系固化材（高炉セメント B 種）

(3) 石材及び骨材

1) 再生クラッシャーラン RC-40 JIS A 5001 準拠

2) 粒度調整碎石 M-30 JIS A 5001

3) 割栗石 150～200

4) 山砂 SF 相当品

(4) コンクリート二次製品

1) 根固めブロック 2 t 級

2) コンクリート蓋 ……各種寸法

- 3) L形擁壁
- 4) 溝蓋式U型側溝 U300A
- (5) アスファルト
 - 再生密粒度アスコン (13)
 - アスファルト乳剤 JIS K 2208 PK-3
- (6) 配管材
 - 1) 鋼管 JIS G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管 第1部:直管) STW400
 - 内面塗装 JIS G 3443-4(第4部:内面エポキシ樹脂塗装)
 - 外面塗装 JIS G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管 第3部:長寿命形外面プラスチック被覆)
 - 2) 鋼製異形管 JIS G 3443-2(水輸送用塗覆装鋼管 第2部:異形管) STW400
 - 内面塗装 JIS G 3443-4(水輸送用塗覆装鋼管 第4部:内面エポキシ樹脂塗装)
 - 外面塗装 JIS G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管 第3部:長寿命形外面プラスチック被覆)
 - 3) 鋼管継手塗装
 - 内面塗装 JIS G 3443-4(水輸送用塗覆装鋼管 第4部:内面エポキシ樹脂塗装)
 - φ 800 mm以上
 - 外面塗装 WSP 012(長寿命形水道用ジョイントコート)
 - 4) 鋼製伸縮可とう接手
 - φ 700 mm 0.75MPa 偏心率 100 mm以上
 - φ 1,200 mm 0.75MPa 偏心率 100 mm以上
 - φ 1,350 mm 0.75MPa 偏心率 100 mm以上
 - 内面塗装 JIS G 3443-4(水輸送用塗覆装鋼管 第4部:内面エポキシ樹脂塗装)
 - 外面塗装 JIS G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管 第3部:長寿命形外面プラスチック被覆)
 - 5) フランジアダプター
 - φ 700 mm 0.75MPa
 - φ 1,200 mm 0.75MPa
 - φ 1,350 mm 0.75MPa
 - 内面塗装 JIS G 3443-4(水輸送用塗覆装鋼管 第4部:内面エポキシ樹脂塗装)
 - 外面塗装 JIS G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管 第3部:長寿命形外面プラスチック被覆)
 - 6) 通気スタンド
 - SGPW 水配管用亜鉛めっき鋼管 JIS G 3442 150A
- (7) シート、プラスチック製品
 - 1) 土木安定シート 強度 1,220N/5 cm以上、かつ厚さ 0.37 mm以上

- 2) 耐候性大型土のう 2t 用 長期仮設 3 年対応
- 3) 袋詰め玉石用袋材(ネット) 2t 長期性能型 網目 25 mm
- 4) 遮水シート 11 mm (河川護岸用)
- 5) 吸出防止材 (河川護岸用吸出防止シート 合成不織布) t=10 mm、20 mm
- 6) 埋設物表示テープ 幅 150 mm、2 倍折込 ポリエチレンクロス 黄色テープ
- 7) 止水板 CF-CF W300 mm JIS K 6773
水膨張ゴム W=20mm×t=10mm
- 8) 目地材 ゴム発泡体 硬度 30 t=20 mm
- 9) FRP 製リアサークル W400 梯子用
- 10) FRP 製蓋
- 11) 高密度ポリエチレン管 φ800mm シングル 無孔

(8) 鋼材類

- 1) 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295、SD345 JIS G 3112
- 2) 鋼矢板 III 型 L=12.0m
- 3) ハット形鋼矢板 10H L=2.00m、L=3.50m 250H L=22.0~25.0m
- 4) マンホール蓋 浮上防止、転落防止梯子付き T-14
- 5) ステップ 合成樹脂被覆 径 19 mm 幅 300 mm
- 6) ネットフェンス ワイヤメッシュ ハイテンション線 ビニール被覆
- 7) 転落防止柵 SUS304
- 8) 縞鋼板蓋 SS400 t=4.5 mm 溶融亜鉛メッキ

(9) 建築構造物

建築構造物については、図面に示す特記仕様書のとおりとする。

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

【土木工事】

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績表
コンクリート	試験成績表、配合報告書
コンクリート二次製品	製作承認図又はカタログ・試験成績書
鉄筋及び鋼材	ミルシート、カタログ、試験成績書
鋼管、鋼製異形管類	ミルシート、製作図
鉄鋼材	試験成績書・カタログ
コンクリート二次製品	試験成績書・カタログ

アスファルト混合物	試験成績書
土木安定シート	カタログ
埋設物表示テープ	カタログ
高密度ポリエチレン管	カタログ
その他材料（監督職員が指示するもの）	カタログ又は試験成績書等

【建築工事】

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績表
コンクリート	試験成績表、配合報告書
コンクリート二次製品	製作承認図又はカタログ・試験成績書
鉄筋及び鋼材	ミルシート、カタログ、試験成績書
防水材	色見本、試験成績書保証期間
屋根材	色見本、カタログ
床材	色見本、カタログ、試験成績書
壁材	色見本、カタログ、試験成績書
建具	製作承認図
塗料	色見本、試験成績書等
内装材	色見本、カタログ、試験成績書
外装材	色見本、カタログ、試験成績書
配線配管類	カタログ、納入仕様書、試験成績書
照明器具	カタログ、納入仕様書
空気換気設備器具	カタログ、納入仕様書
衛生設備器具	カタログ、納入仕様書
受変電盤	カタログ、納入仕様書
その他の使用材料	カタログ、試験成績書等

3. 監督職員の検査又は試験

工事材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合、これに応じなければならない。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達する事を想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
骨材	RC-40	筑西地区
土砂	SF 材相当品	筑西地区
鋼矢板	Ⅲ型、ハット型	栃木県佐野市
敷鉄板	22*1524*6096	茨城県筑西市
H 形鋼	400 型	茨城県阿見町

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

【土木工事】

工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了段階		
管水路基礎	高さ、幅	初期施工段階で1箇所		
管水路	基準高	初期施工段階で1箇所		
均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	構造物毎に初期打設完了後1箇所		
砕石基礎	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
コンクリート構造物	基準高、幅、厚さ、高さ、施工位置	構造物毎に初期打設完了後1箇所		
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目鉄筋組立後以降構造変更毎に1箇所		
護岸・護床工	幅、厚さ、高さ	各箇所初期施工段階で1箇所		
仮廻道路及び工事用進入路	延長、幅	設置完了時点で1箇所		
鋼矢板	規格、基準高、中心線のズレ、施工延長	各箇所設置完了時点で1箇所以降構造変更毎に1		

		箇所		
地盤改良工	改良深、位置・間隔、改良幅、改良延長	初期施工段階で1箇所		

【建築工事】

工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
基礎杭工	床付け状況、使用材料 杭打設長、高さ 基準高、偏心	構造物毎に初期掘削完了時、初期杭打ち時、初期杭打打設完了時		

(3) 中間技術検査

- 1) 発注者から、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(4) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

また、当該排水処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを監督職員に提出しなければならない。

(5) 設計図書等

本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告し充足するものとする。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13)	表層
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤、基礎碎石

3. 建設資材廃棄物の搬出

(1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 無筋	トーテツ産業(株) 栗 宮営業所	栃木県小山市栗 宮 2555	8:00～17:00	中間処理
コンクリート殻 有筋	新栄建材(有) 南河内 町リサイクル工場	栃木県下野市花 田 67-7	8:00～17:00	中間処理
アスファルト廃材	新栄建材(有) 南河内 町リサイクル工場	栃木県下野市花 田 67-7	8:00～17:00	中間処理
汚泥(舗装切断排 水)	栃木アンカー工業 (株)	栃木県下都賀郡 壬生町藤井 1107	8:30～16:30	中間処理・ 最終処理
廃シート類	(株) グランエコ野木 支店	栃木県下都賀郡 野木町野木 141-1	8:00～17:00	中間処理
木材類	PSC リサイクル (株)	栃木県小山市犬 塚 54-2	8:00～17:00	中間処理
繊維くず(畳等)	吉江総業(有)	茨城県筑西市倉 持 1126	8:00～17:00	中間処理
ガラス・陶磁器く ず	PSC リサイクル (株)	栃木県小山市犬 塚 54-2	8:00～17:00	中間処理
廃石膏ボード	吉江総業(有)	茨城県筑西市倉 持 1126	8:00～17:00	中間処理
廃プラスチック類	PSC リサイクル (株)	栃木県小山市犬 塚 54-2	8:00～17:00	中間処理
リノリウム類(ア スベスト含)	丸徳興業 (株)	千葉県千葉市花 見川区犢橋町 900	8:00～17:00	中間処理
吹付類(アスベス ト含)	エコフロンティアか さま	茨城県笠間市福 田 165-1	8:00～17:00	中間処理

(2) 現場発生材

本工事の施工に伴い発生する鋼材類については、売却処理する予定があるため、受注者は金属くずの解体を行うとともに、材質毎の数量を確定させ監督職員が指定する場所である、「第5章指定仮設6. 現場発生材の搬出先」に集積し、共通仕様書に基づき工事現場発生材報告書を監督職員へ提出しなければならない。

なお、分別及び解体方法等については、事前に監督職員と協議のうえ着手するものと

する。

また、現場発生材の盗難等には十分留意し、盗難等が発生した場合には速やかに所定の手続きを行うとともに、監督職員に報告しなければならない。

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

【建築解体工事】

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	その他 構造物撤去工	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

■が該当部分である。

【建築新築工事】

工程ごとの作業内容	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上屋構造部分・外装 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

	④屋根	屋根の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

■が該当部分である。

【土木工事】

工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 構造物撤去工	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

■が該当部分である。

5. 土工

(1) 作業土工

1) 掘削

- ①場内を整地して、作業ヤードを確保するものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。
- ②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- ③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- ④掘削箇所に予期しない不良土・埋設物があった場合は、掘削工法等について監督職員の指示を受けなければならない。
- ⑤基床部掘削の仕上げにあたっては、特に基礎面の攪乱による基床の緩みが生じない

よう十分留意し、所定の標高に仕上げるものとする。

- ⑥掘削土を埋戻し及び盛土に流用することとしているが、掘削土が埋戻し及び盛土に適さないと認められる場合は監督職員と協議し、建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- ⑦埋戻し及び盛土に流用する材料を仮置きする場合は、雑物混入防止、流亡防止等適正に管理しなければならない。
- ⑧改良土を掘削する際、工事用地内に仮置き出来ない場合は、監督職員と協議の上、他現場への搬出若しくは産業廃棄物処分とする。

(2) 埋戻し及び盛土

- 1) 埋戻し仕上がり高さは、図面に示すとおりとする。
- 2) 構造物の埋戻し及び盛土に使用する土は、本工事で発生する掘削土（流用土）を使用するものとするが、流用土に関しては、埋戻し土として適さない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 埋戻し材の投入は、構造物に衝撃を与えないよう十分注意しなければならない。
- 4) 締固め方法
 - ①埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるように均等にまき出し、締固め度 90%平均(±5 %以内)以上となるよう締固めなければならない。
 - ②構造物壁より 50cm までの範囲及び施工幅 1 mまでの範囲の埋戻し及び盛土は振動コンパクタ 90kg 級又は、同等の機種により入念に転圧するものとする。
 - ③前述以外の埋戻し及び盛土は、振動ローラ 0.8～1.1 t 及び 3.0～4.0 t 級、ブルドーザ 15 t 級により入念に転圧するものとする。

6. 構造物基礎工

(1) 地盤改良工

地盤改良工の施工にあたっては、改良工事に関する優れた技術と経験を有する責任技術者を現場に常駐させ、十分な施工管理を行わなければならない。なお、施工に先立ち作業計画書を監督職員に提出し承諾を得るものとする。

- 1) 地盤改良範囲は設計図に示す範囲を標準とするが、それにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。
- 2) 地盤改良工の使用材料、目標改良強度及び想定添加量等は次のとおりとしているが、配合試験結果等により変更する場合がある。なお、施工前及び施工後に現地において深さ方向の連続した試料を採取、この全試料により次の土質試験を行い、結果を監督職員に提出し承諾を得るものとする。

施工前

- ・現地採取試料による配合試験（強度及び六価クロム溶出試験）

施工後

・一軸圧縮試験（3 供試体／1 試料）1 材齢当たり

施工場所	使用機械・材料	目標改良強度 ($q_u(\sigma_{28})$) (kN/m^2)	室内目標改良 強度 ($q_u(\sigma_{28})$) (kN/m^2)	想定添加量 (kg/m^3)	備考
吐出水槽 地盤改良基礎 (安定処理工)	自走式土質改良機 バックホウ セメント系固化材	100	200	70	
揚水機場基礎 地盤改良基礎	湿式柱状改良機 セメント系固化材	1,300	1625～2600	300～400	

- 3) 配合試験の結果により、固化材添加量を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- 4) 六価クロム溶出試験の結果により、六価クロムの対策が必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 管体基礎工

- (1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げ、十分に締固めなければならない。
- (2) 基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、締固め度 90% 平均 ($\pm 5\%$ 以内) 以上となるよう締固めなければならない。
- なお、管側部の締固めはコンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。
- また、管外面を締固め機械で直接打撃するなど、管外面に損傷を与えないよう、十分留意して施工しなければならない。
- (3) 管継手部は、管布設後速やかに埋戻しをしなければならない。

8. 吸込水槽、吐出水槽

(1) 鋼材

- 1) 鋼材の運搬・保管に当たっては、雨・露等による錆・腐食等の発生を防がなければならない。
- 2) 鉄筋の組み立て前に、浮き錆、汚れ等、コンクリートとの付着を害する恐れのあるものを取り除いてから、組み立て作業を行なければならない。
- 3) 鉄筋の継手は、重ね継手及びガス圧接とし、その重ね長さは基本定着長以上とする。

(2) コンクリート工

- 1) コンクリートの打設については、施工に先立ちリフト割図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2) 鋼材を用いる構造体にコンクリートの打込み作業を行う場合は、打込み前に配置さ

れた鋼材の位置及び被覆材の損傷の有無を確認しなければならない。

9. 管体工

(1) 鋼管

- 1) 防食対策として、パイプライン附帯工コンクリート構造物内の鉄筋との接触を避け、電位差による腐食に留意すること。
- 2) 吸込水槽との接続、制水弁室との接続に当たっては、関連工事である鬼怒川南部国営施設応急対策事業 船玉揚水機場ポンプ設備製作据付工事（仮称）において弁類等を施工することから、当該工事の受注者と調整のうえ実施するものとする。
- 3) 管の取り扱いは共通仕様書第2編7-2-2の1によるものとするが、誤って塗装塗膜に損傷を与えた場合は、損傷部の調整・清掃の後、メーカー指定の液塗料または補修用スプレー塗料を使用し、塗り残し・塗りむら等がなく、均一な塗膜が得られるよう仕上げるものとする。

10. 管体付帯工

(1) 埋設物表示工

管頂から 60 cmの位置に埋設表示テープを埋設するものとする。

11. 護岸・護床工

(1) 大型連結ブロック・根固めブロック

大型連結ブロック・根固めブロックは図面にに基づき施工するものとし、法高の調整、端部の取付等で規格のブロックの使用が不適当な場合は、監督職員の承諾を得て、現場打ちコンクリートで施工するものとする。

12. 仮設工

(1) 工事用道路

- 1) 善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 土砂運搬、資材運搬はダンプトラック等での運搬を計画しているが、走行不能の場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 仮締切

- 1) 仮締切は、図面の位置に耐候性大型土のうにて築堤し、鬼怒川右岸の河床土を使用して所定の高さに造成する。外面は、遮水シート（河川護岸用）にて止水を行うものとする。

施工に当たっては、施工前に機械の配置、撤去等について計画書を作成し提出するものとする。

2) 仮締切設置中に出水が発生した場合は、随時洗掘等の調査を実施し、調査結果を監督職員に報告するものとする。

3) 気象予報等から洪水等の発生が予想される場合は、仮締切内から建設機械を退避させるなど必要な対応を実施するものとする。

(3) 仮締切内進入路

1) 仮締切内への進入路は図面に示す位置に設置するものとし、鬼怒川右岸の河床土を使用して所定の高さに造成する。

2) 鬼怒川右岸の河床土の状況により、造成した進入路より仮締切内に資材運搬車両等の進入が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 仮締切内への地域排水流入対策

1) 仮締切下流側に、堤内地からの雨水流入口があることから、高密度ポリエチレン管を使用し、仮締切外への排水処理を行う。

2) 降雨発生時は、点検を実施し地域排水流入対策が機能しているか、ゴミ詰まりがないか等確認を行うものとする。

13. 土木構造物撤去

(1) 既設構造物は、事前に監督職員の立会の上、撤去範囲の確認を得るものとする。なお、撤去数量については計測確認を行い、差異が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 撤去した既設構造物は、第9章3(1)に示す処理施設へ搬出するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書に規定する資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理

この工事の施工管理は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」及び農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

3. 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出しなければならない。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

※事前溶出試験で土壤環境基準を超えなかったセメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合は、事後溶出試験を実施することを要しない。但し、火山灰質粘性土を改良する場合は、事後溶出試験結果にかかわらず、事後溶出試験を実施する。「配合設計の段階で実施する環境庁告示46号」

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数1回当たり

対象工種	対象工法	配合設計 段階検体数	施工後 段階検体数	備 考
基礎工 (機場、吐出水槽)	地盤改良工	各 2	0	合計 4 検体

4. 地盤改良

地盤改良の直接測定による出来形管理と撮影記録による施工管理は次のとおりとし、その他の施工管理項目等については監督職員と協議するものとする。

管理項目	管理内容	管理基準値	規格値	測定頻度
地盤改良基礎(安定処理工)				
出来形管理 1	基準高	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1箇所/1000m ³
出来形管理 2	改良厚	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1箇所/1000m ³
出来形管理 3	改良幅	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1箇所/1000m ³
出来形管理 4	改良延長	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1箇所/1000m ³

※1 六価クロム溶出量：改良対象土が火山灰粘性土の場合は、改良後の六価クロム溶出試験を実施する。

※2、3 品質確認法：深さ方向の品質確認は、※2の改良強度の品質確認を兼ねることが出来る。

※4 供試体は基礎として存置する部分から採取するものとする。

5. 構造物品質確認調査

本工事で施工する吸込水槽等については、土木構造物の品質を確保するため、テストハン

マーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行い、監督職員に報告しなければならない。

(1) 強度推定調査の方法は次によるものとする。

1) 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位として、各単位につき3箇所の調査を実施し、所定の強度が確保できているか確認しなければならない。

なお、受注者は、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

2) 調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その原因を追及するとともに、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施し、結果を監督職員に報告しなければならない。

3) 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(JSCE-G 504)」により実施するものとする。

4) 測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うこともある。

5) 実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行うものとする。

なお、調査票については別途指示するものとする。

(2) ひび割れ発生状況調査は次により実施しなければならない。

1) 構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。

なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。

2) 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。

6. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト

(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL (http://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

7. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が 動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する 実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 設計変更の業務

受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。なお、その費用については別途協議する。

第 12 章 天災その他不可抗力

天災、その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。ただし、異常出水については、本工事仮締切計画流量を $1,406 \text{ m}^3/\text{s}$ (非出水期) と想定しており、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合にのみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

第 13 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

なお、軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- 1) 土質に著しい相違があった場合
- 2) 購入土が必要になった場合
- 3) 土質試験の結果、盛土材について変更が生じた場合
- 4) 土質調査が必要となった場合
- 5) 破砕の必要な転石等の出現があった場合
- 6) 河川内構造物の撤去時に濁水処理対策を講じる必要が生じた場合
- 7) 地下埋設構造物（埋蔵文化財含む）の出現があった場合
- 8) 指定仮設に変更が生じた場合
- 9) 産業廃棄物処理場に変更が生じた場合
- 10) 産業廃棄物の種類、及び処理量に変更が生じた場合
- 11) 仮置場に変更が生じた場合
- 12) 工事用道路が通常の運行によって破損し、これを補修する必要が生じた場合
- 13) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
- 14) 排水処理工法に変更が生じた場合
- 15) 水質調査が必要となった場合
- 16) 運搬土量に変更が生じた場合
- 17) 防塵、防音及び防振処理等の対策工の必要が認められた場合
- 18) 第三者との協議等による変更が生じた場合

- 19) 既設構造物に保護の必要が生じた場合
- 20) 原形復旧を追加する必要が生じた場合
- 21) 交通誘導警備員の配置、人数に変更が生じた場合
- 22) 歩掛調査等の追加が生じた場合
- 23) 工事用地の変更に伴う変更が生じた場合
- 24) 関連工事の工種・工程等の変更に伴う本工事に変更が生じた場合
- 25) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- 26) コンクリートの打込みから材齢 28 日までの予想平均気温が異なり、温度補正值に変更が生じた場合
- 27) 地盤改良工法又は地盤改良材に変更が生じた場合
- 28) 六価クロム溶出試験又はタンクリーチング試験の結果、試験方法・数量等に変更が生じた場合
- 29) 六価クロム溶出試験又はタンクリーチング試験の結果、処理対策等が必要となった場合
- 30) 構造検討を行っている一体不可分施設の構造が決定した場合
- 31) 土質状況により構造及び工法を変更した場合
- 32) 排水量が著しく増減した場合
- 33) 遠隔確認の試行を行う場合
- 34) 監督職員が設計変更に必要な測量、設計、図面作成及び、歩掛調査等を指示した場合
- 35) 基礎地盤の改良が必要と認められた場合
- 36) 既設構造物との接続部の状況により施工範囲を変更する場合
- 37) 進入路の整備を監督職員が指示した場合
- 38) 石綿調査、PCB 調査を追加する場合
- 39) 石綿、PCB が確認され工法、処理が必要となった場合
- 40) 第三者の協議結果にともなって変更が生じた場合
- 41) 既設機場建屋のトイレ汚泥処置について、処理が必要となった場合
- 42) 機場建屋(電気室)における耐水パネル(止水版、止水版フレーム)を追加する場合
- 43) 河川区域外工事の借地範囲における、防護ネット(防音、防塵)、及び敷鉄板、養生シート等が必要となった場合。
- 44) 旧吸込水槽撤去における鋼矢板の存置において、一部、鋼矢板の切断、撤去が必要となった場合
- 45) 法覆護岸工、及び根固め工の施工を追加する場合
- 46) 低水護岸部の端部処理の施工を追加する場合
- 47) 既設十字ブロックの処理が必要となった場合
- 48) 国債工事 3 年目の河川内工事仮設工を追加する場合
- 49) 消波根固めブロック据付に係る連結金具を追加する場合
- 50) 暫定乗越管工に係る計画図に変更が生じた場合

- 51) その他精査により変更が生じた場合
- 52) その他監督職員が必要と認めたもの

第 14 章 その他

1. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書様式 6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ②V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含む V E 提案である場合、その取扱に関する事項
 - ⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

- 1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないや

むを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

- 2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額 (以下「V E 管理費」という) を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) 第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合の前記 6) の V E 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由 (不可抗力、予測不可能な事由等) により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合は、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

(1) 一般事項

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場着手する日については、令和7年7月以降を予定しているが、詳細な日程は契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に合格通知を通知した日とする。

(2) その他専任を要しない期間

本工事では、出水期(6月1日～10月31日)においては、河川区域外にて工事を行わない場合、主任技術者又は管理技術者の設置を要しないものと想定している。受注者は、専任を要しない期間の詳細について監督職員と協議の上決定するものとする。

なお、専任を要しない期間における現場保全等に関する経費については想定していないが、必要になった場合は監督職員と協議の上実績に基づき契約変更の対象とする。

4. 地域以外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者に責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(以下「積算基準」という。)の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「様式1」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「様式2」という。)を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監

督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督職員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督職員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策

検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 設計コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数にかかわらず契約変更の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書様式-42)に記録し、相互に確認するものとする。

6. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択

し、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

2) 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記 2) の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	週単位の週休 2 日 (現場閉所 1 週間に 2 日以上)	月単位の週休 2 日 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記 1) に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

(6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位

鉄筋工		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01
法面工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01
排水構造物工		1.02

なお、建築工事において、複合単価、市場単価、補正市場単価の各方式及び物価資料の掲載価格による積算に当たっては、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和6年3月22日付け国営積第13号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知）を参考に補正する。

7. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

8. 前工事及び後工事の関係にある工事における総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。また、後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合には、前工事において合意した単価等を後工事において適用するものとする。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%)＝真夏日率×補正係数※

※補正係数：1.2

10. 熱中症対策に係る費用の計上

(1) 次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとする。

ア 遮光ネット(足場に設置するものに限る)

イ ドライミスト

ウ 暑さ指数(WBGT値)の計測装置

11. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置

計上項目	実施する内容（率計上分）
	⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

12. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- （１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- （２）発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

- （３）受注者は、（２）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

15. 建設キャリアアップシステムの活用

- (1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
- (2) 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。

また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3～7を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3～7は適用しないものとする。
- (3) 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャ

リアアップカードのカードリーダーを設置する。

(4) 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が 2 週間以内の企業を除く。
- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が 2 週間以内の者を除く。
- ・CCUS 登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録する CCUS の利用者をいう。
- ・CCUS 登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する CCUS の利用者をいう。
- ・登録事業者率：CCUS 登録事業者の数／下請企業の数
- ・登録技能者率：CCUS 登録技能者の数／技能者の数
- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・平均登録事業者率：(5) に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
- ・平均登録技能者率：(5) に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
- ・平均就業履歴蓄積率：(5) に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

(5) 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降 3 ヶ月に 1 回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUS の改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。

(6) 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率 90%以上、平均登録技能者率 80%以上及び平均就業履歴蓄積率 50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において 1 点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に 1 点加点を行う。

(7) 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率 70%、平均登録技能者率 60%、平均就業履歴蓄積率 30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

(8) モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者が CCUS の活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

16. CCUS現場利用料等について

当初においては計上していないが、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は下記①、②の項目を支出実績、現場での使用実績に基づき「CCUS現場利用料等」として精算変更時に費用計上するものとする。なお、費用計上にあたっては、支出実績、現場での使用実績が確認できる資料を監督職員に提出すること。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、監督職員と協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は積上げ計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

17. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

（1）施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

（2）工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確

認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

18. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

19. 情報化施工技術の活用について

(1) 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工、地盤改良工に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理等の施工管理及びデータ部品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。

(2) 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

(3) 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

(4) 貸与資料

3次元設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	令和3年度 鬼怒川南部国営施設応急対策事業 船玉揚水機場実施設計業務	
2	R 3 船玉揚水機場樋管詳細設計業務	

3	図面の CAD データ	
---	-------------	--

(5) 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。

(6) 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

(7) 情報化施工技術活用工事の費用

- 1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。
- 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

第 15 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。